

令和8年熊本地震 被災者支援メニュー

※本支援メニューは第2版です。第1版から内容を修正している制度や、新しく追加した制度があります。なお、今後も支援制度の追加や既存制度の内容更新を行う可能性があります。

目次

★…第2版追加

■情報発信に関すること	
1 情報の発信	1
■証明書の発行に関すること	
2 罹災証明書の発行	2
3 被災証明書の発行	2
■住まい・生活支援に関すること	
4 災害ボランティアの依頼【8月で受付終了】	3
5 災害ごみの仮置き場の設置	3
6 緊急修理（住家の被害拡大の防止）	5
7 応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	6
8 ★被災家屋などの解体・撤去【第2版追加】	7
9 ★賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）【第2版追加】	7
10 ★町営住宅への入居（1次募集）【第2版追加】	9
11 ★被災者生活再建支援制度【第2版追加】	11
12 ★災害弔慰金・災害障がい見舞金【第2版追加】	13
13 ★生活福祉資金（一時的な生活費）の貸し付け【第2版追加】	13
■専門家への相談に関すること	
14 熊本県弁護士会による法律相談	14
15 ★こころの健康相談【第2版追加】	15
16 熊本県建築住宅センターによる無料住宅相談	15
17 中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口	16
18 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談	17
■税金や手数料などに関すること	
19 水道料金及び下水道使用料の減免	17
20 ★地震が原因で漏水した場合の上下水道料金の特別減免【第2版追加】	18
21 各証明書の交付手数料の免除	18
22 マイナンバーカードの再交付手数料の免除	19
23 ★旅券（パスポート）の発給手数料の免除【第2版追加】	19
■福祉・子育て支援に関すること	
24 ★国民健康保険・後期高齢者医療の自己負担額の猶予・免除【第2版追加】	20
25 ★介護保険の自己負担額の猶予・免除【第2版追加】	21
26 福祉用具の再給付	22
27 ★特別児童扶養手当などの災害特例措置【第2版追加】	23

1 情報の発信

総務課 ☎096-286-3111
危機管理課 ☎096-286-3210

【益城町ホームページ】

災害時の緊急情報だけではなく、行政情報や暮らしに役立つ情報を総合的に発信しています。

町ホームページ



【LINE 公式アカウント】

益城町の LINE 公式アカウントを「友だち登録」すると、災害関連情報だけでなく、暮らしに役立つさまざまな情報を受け取ることができます。受け取りたい情報は設定により選択することもできます。

LINE 友だち登録



【益城町防災行政無線】

緊急を要する情報を一斉放送します。

聞き逃したときは… 自動応答電話☎286-0888 または町ホームページで確認できます。

【ましきメール】

携帯電話やパソコンのメール機能で、避難情報など安心・安全に関する情報や、イベント情報やごみ出し関連情報などの行政情報をお届けしています。

<登録のしかた>

携帯・パソコンから下記メールアドレス宛に空メールを送信

mas@ansin-anzen.jp

- ※ 空メールとは、件名・本文を入れずに送信するメールです
- ※ スマートフォンで空メールを送信する際は、件名に任意の一文字（「あ」等）を入れて送信してください

QR コードを
ご利用の方はコチラ



【空メールを送っても返信が届かない方へ！】

ドメイン（ anzen.jp ）指定受信の設定をお願いします

ドメイン指定受信設定

※ メールアドレス指定ではありません

※ 設定ができない場合、この用紙をお持ちになり各携帯電話ショップにて設定をお願いして下さい

【携帯ショップの方へ】上記設定および「空メール送信」後、返信メールに従い登録をお願いします



■ お客様サポート電話番号（フリーコール） 一般電話などからの場合

docomo：0120-800-000 softbank：0800-919-0157 au：0077-7-111 Y!mobile：0120-921-156



「あんしんメール」アプリ登録方法

スマートフォンのアプリで登録・受信ができます
（メールアドレス不要！ドメイン指定受信設定不要！）

スマートフォン利用者のみ対象

【iPhone 版】



【Android 版】



2 罹災証明書の発行

税務課 固定資産税係 ☎096-286-3380

「罹災証明書」は、災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じた被害判定の度合いを、町が公的に証明するものです。

罹災証明書は、調査を要するため、発行までに日数を要します。保険金請求の際は保険会社に確認のうえ、次項の「被災の事実のみ」を証明する被災証明書で対応できる場合は、即日発行できる被災証明書の申請をお勧めします。

【申請場所】

益城町役場 税務課

【手数料】

無料

【申請に必要なもの】

- ・ 本人確認証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・ 委任状（同一世帯でない方が申請する場合）

こちらのQRコード
からも申し込むこと
ができます。



3 被災証明書の発行

税務課 固定資産税係 ☎096-286-3380

「被災証明書」は地震、風水害、火災などによる住家以外の被災の事実を証明するものです。非住家、倉庫、家財、自動車などの被災状況について証明します。災害ごみの仮置き場への持ち込みや、各種保険の請求手続きなどに使用されます。（保険金請求の際には、加入している保険会社などに確認をお願いします。）

この証明は、被災状況を町に届け出たということを証明するものです。民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

【申請場所】

益城町役場 税務課

【手数料】

無料

【交付に必要なもの】

- ・ 被災したことを示す写真（プリントアウト不要。スマホ等画面で確認）
- ・ 本人確認証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・ 委任状（同一世帯でない方が申請及び受領する場合）

こちらのQRコード
からも申し込むこと
ができます。



4 災害ボランティアの依頼【8月で受付終了】

災害ボランティアセンター ☎096-214-5566

※8月28日で受付を終了しました。

5 災害ごみの仮置き場の設置

住民課 環境衛生係 ☎096-289-8077

地震により発生した、一時的な「災害ごみの仮置き場」を設置しています。

※ 地震により、事務所、店舗、飲食店、工場、農業等で発生した事業系一般廃棄物及び産業廃棄物や、町外のごみは持ち込むことができません。

【持ち込む際に必要なもの】

被災証明書（コピー可）または罹災証明書（コピー可）

【仮置き場に持ち込める災害ごみ】

- ①家電リサイクル4品目（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン）及びその他家電
 - ※ブラウン管テレビは不可
 - ※リチウム電池内蔵の小型家電は電池を取り外すこと
（外した電池は、クリーンセンターに持ち込むか、収集日に通常ごみとしてごみステーションへ）
- ②ガラス・陶磁器
 - ※割れていない皿やビン等は不可
- ③金属類
 - ※主に金属が50%以上のもの
- ④木くず（代表例：木製家具等）
 - ※家具の中身が入っていないこと
 - ※衣類等はクリーンセンターに持ち込むか、収集日にごみステーションへ
- ⑤布団類
- ⑥石膏ボード・スレート
 - ※大量のスレートを持ち込む場合は、事前にご相談ください。
- ⑦瓦（セメント瓦以外）（代表例：焼瓦、陶器瓦）
 - ※土や砂を混ぜないでください。
- ⑧コンクリートがら・セメント瓦（代表例：ブロック塀等）
 - ※焼瓦や陶器瓦、その他混合物が混ざらないようにしてください。

【仮置き場に持ち込めないごみ】

生活ごみ：燃えるごみ（生ごみ、衣類等）、プラスチック類等

資源物：ペットボトル、ビン、カン、蛍光灯、乾電池、リチウム電池、紙類等
粗大ごみ：大型プラスチック製品、ソファ、金属入りマットレス等
※その他、有害ごみも不可

【仮置き場設置場所】

旧中央小学校跡地グラウンド

(益城町大字福原 690 番地 1) ※陸上競技場東側、益城復興事務所南側

- ※ 車両は国道 443 号側から入場いただき、総合体育館敷地横の河川敷道路からお入りください。警備員の誘導に従ってください。(現在、一方通行となっております。)
- ※ 益城矢部線から右折での入場はできません。
- ※ 混雑防止のため、出入りは誘導に従って行ってください。
- ※ 状況によって、誘導や案内方法が変更になる場合がございます。
(詳しくは町ホームページをご確認ください。)

町ホームページ



【開場期限】

9月11日(金)まで

※土日は基本的に閉鎖しますが、9月6日(日)のみ開場します。

【開場時間】

- ・ 午前の部 9時から11時30分まで受付
- ・ 午後の部 1時から3時40分まで受付

【搬入ルート】



6 緊急修理（住家の被害拡大の防止）

都市計画課 ☎096 - 286 - 3340

令和8年熊本地震により被災した住家について、被害の拡大を防止することを目的とした「緊急修理」を支援する制度です。

※すでに支払いが済んでいる修理への支援はできません。必ず事前にご相談ください。

【対象となる内容】

具体的な例は、次のとおりです。

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住家の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の侵入の防御
- アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住家前の歩行者の安全確保（2次被害防止）のため）

【対象となる方】

当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等に相当する程度の住家被害を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある住家の所有者（物置、倉庫や駐車場等は対象となりません）

【費用の限度額】

1世帯あたり56,400円以内

- ※ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に緊急の修理のため支出できる費用の額は、1世帯当たりの額以内です。
- ※ なお、それぞれの世帯に罹災証明書が交付される場合には、緊急の修理のため支出できる費用の額は、それぞれの世帯に対し、1世帯当たりの額以内となります。

【申込期限と完了期限】

令和8年9月27日（日）まで（完了期限も同日）

【申請受付窓口】（必要な書類等は個別にお渡しします）

益城町役場 都市計画課

【手続きの流れ】

- ◎（事前相談：要件への適合確認など）➡（事前調整：修理業者の確認や例示など）
- ➡申込書ほか書類を提出（不足書類は後日）➡町から修理業者へ依頼➡修理実施

7 応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

都市計画課 ☎096 - 286 - 3340

令和8年熊本地震により被災した住家について、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで引き続き住めるようにすることを目的とした制度です。

申込者が選定した修理業者に益城町が応急修理を依頼します。費用についても、限度額の範囲内で益城町が修理業者へ支払います。

※すでに支払いが済んでいる修理への支援はできません。必ず事前にご相談ください。

【対象となる範囲】

屋根等の基本部分、床や壁、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、早急に応急修理を行うことが適切であると認められる箇所です。

【対象となる方】

以下の全ての要件を満たす方

- ① 災害により大規模半壊、中規模半壊または半壊（半焼）、準半壊程度の住家被害を受け、そのままでは居住することができない状態にあること。
- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。対象者が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

- ※ ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。
- ※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならない。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

【費用の限度額】

1世帯あたりの限度額は次のとおりです。

- （１）全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯 757,000円以内
- （２）準半壊の被害を受けた世帯 367,000円以内

- ※ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、上記の1世帯あたりの額以内です。
- ※ なお、同一住家に2以上の世帯が居住しており、世帯ごとに必要最小限度の部分が相違する場合には、当該世帯ごとに最小限度の部分を整理する必要があります。この場合、世帯ごとに修理のために支出できる費用の額は、上記のとおりです。

【申込期限と完了期限】

令和9年1月27日（水）まで（完了期限と同日）

※ 上記の期限までに修理を完了（完了報告書や修理写真等の提出を含む）する必要があります。

8 ★被災家屋などの解体・撤去【第2版追加】

住民課 ☎096-289-8077

令和8年熊本地震により半壊以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）の被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、町が所有者に変わって、解体・撤去を行います。なお、建物の一部のみの解体は対象となりません。

詳細につきましては決定次第、速やかにお知らせします。

【自ら解体を行った被災家屋等の解体・撤去費用について】

半壊以上の被災家屋等を自ら事業者に依頼して解体・撤去した費用についても、費用償還の対象となります。

ただし、費用償還の対象となった場合でも、解体・撤去に要した費用のうち、町の基準を超える部分は自己負担となります。（町の基準は決定次第、速やかにお知らせします。）

※解体で発生した廃棄物を仮置き場に持ち込むことはできません。

なお、費用償還の手続きに必要となりますので、次の関係書類等の保管をお願いします。

- 解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
- 解体工事にかかる契約書、見積書、領収証
- 解体工事の廃棄物処理にかかる帳票類（計量伝票、マニフェスト伝票等）

9 ★賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）【第2版追加】

福祉課地域福祉係 ☎096-234-6113

令和8年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供します。

※ 制度に関する相談窓口や、書類提出先は益城町役場福祉課です。まずは、窓口にてご相談ください。

【対象となる方】

次の1から4の要件をすべて満たす方

1. 災害発生の時点において、災害救助法が適用された市町村に居住する方（益城町は対象です）
2. 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす方
 - ア 住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方
 - イ 住家が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
 - ウ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町村長が認める方
 - エ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、「半壊以上」であって、

修理期間が 1 か月を超えることが見込まれる方

オ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方

3. 他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方
災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方

【対象となる賃貸型応急住宅】

1. 熊本県内にある住宅で、家賃が 1 ヶ月当たり下記の家賃上限以下であるもの
(次の額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することも不可)
2. 貸主から同意を得ているもの
3. 不動産仲介業者が斡旋した住宅であること
4. 原則、耐震性が確認されている住宅であること

【家賃上限】

- | | |
|----------------|----------|
| ・ 1 人(单身)世帯 | 5.5 万円以内 |
| ・ 2 人の世帯 | 6.5 万円以内 |
| ・ 3 人～4 人以下の世帯 | 9.5 万円以内 |
| ・ 5 人以上の世帯 | 13 万円以内 |

※ 小学校入学年齢に達しない児童は入居人数に含めません。ただし、その人数が2人以上の場合は、1 人あたり 0.5 人として換算します。

【入居期間】

入居日から 2 年以内

※ 恒久的な住まいの確保後や断水等のライフラインの復旧後、速やかに退去する必要があります。

※ 応急修理制度を併用する場合は応急修理を申し込んだ日から原則 6 か月以内(応急修理が完了するまでの期間)となります。

【補助内容】

- ・ 家賃の他、所定の範囲内で退去修繕負担金(敷金)、礼金等や損害保険料が県負担となります。
- ・ 損害保険料は、県で一括加入します。
- ・ 被災者・貸主・県の三者契約が必要です。県が借主となります。
- ・ 被災者と貸主で既に令和 8 年 7 月 28 日以降に契約されて入居済の場合は、三者契約を結び直すことで、支払済の費用のうち県負担分の一部を遡って精算することが可能です。

【注意事項】

被災した住宅の応急修理制度を利用する方は、先に応急修理の申請を行ってください。

応急修理の採択前にみなし仮設住宅へ入居した場合、応急修理の支援を受けることができません。

【申請・お問い合わせ】

益城町役場 福祉課 地域福祉係 ☎ 096-234-6113

※窓口で制度の詳しい説明を行っております。まずは、役場1階福祉課7番窓口までお越しください。

10 ★町営住宅への入居（1次募集）【第2版追加】

財政課管財係 ☎096-286-3155
 益城町営住宅管理センター ☎096-285-7850

令和8年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住まいを確保することが困難な方に対し、町営住宅の空室を一時提供します。

【対象となる方】

次の1から3の要件をすべて満たす方

- 1 災害発生の時点において、益城町に居住していた方
- 2 次のいずれかに該当する方
 - ア 住宅が「全壊」し、居住する住宅がない方
 - イ 住宅が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）により、再利用できず、やむを得ず解体を行う方
- 3 申請時において、他に居住できる住宅がなく、自らの資力では住宅を確保できない方

【対象となる町営住宅(1次募集:21戸)】

校区	団地名	戸数	備考
飯野	島田団地2・3	各1	平屋
広安	安永団地、馬水団地	各5	5階建て（EVあり）
広安西	広崎第2団地	2	5階建て（EVあり）
木山	宮園第1団地、木山上辻団地	各1	2階建て
	木山下辻団地	2	5階建て（EVあり）
福田	畑中団地	2	平屋
	田中団地	1	平屋

【入居(一時提供)期間・費用】

- 一時提供期間：令和8年9月25日～令和9年9月24日(1年間)
- 費用免除：家賃、敷金、駐車場使用料(1年間)
- 入居者負担：共益費、光熱費、家具家電等

なお、期間終了後、町営住宅の入居要件(収入基準等)を満たす方は、あらためて申請のうえ継続して入居することが可能です。(要申請・敷金納付・家賃発生)

【申請期間・方法】

- 1次募集期間：令和8年9月1日(火)～9月14日(月) ※後日、2次募集を実施予定
- 申請方法

方法① 窓口での申請

受付場所：益城町営住宅管理センター(益城町宮園717-3 A1ビル102)

午前8時30分～午後5時(土日祝を除く)

方法② 電子申請(LoGo フォーム)

スマートフォン等から、右記の QR コードを読み取り、必要事項を入力してください。

QR コード



- 必要書類：申込書、罹災証明書、世帯全員の住民票(続柄有)、
要配慮事項確認書類、解体関連書類(該当者のみ)
※罹災証明書、解体関連書類は後日提出も可

【入居者の決定方法】

入居者は、**被害の状況や世帯の事情を総合的に勘案し**、次の項目等に該当する方を優先して決定します。なお、複数の項目に該当する方は、より優先して入居を決定します。

- 住宅が全壊した世帯
- 障がいのある方がいる世帯
(身体 1～4 級、精神 1～2 級、療育 A1・A2・B1・B2 のいずれか)
- 要介護 1～5 の方がいる世帯
- 入居者全員が 75 歳以上(18 歳未満の親族は可)
- 未就学児がいる世帯
- ひとり親世帯
- 多子世帯(子 3 人以上)

※ 抽選が必要となった場合は、9 月 18 日(金)午後 1 時 30 分から、役場 2 階会議室で行います。対象者には電話またはメールでお知らせし、対象者の中から数名の方に立会いをお願いする場合があります。なお、立会いされない場合も抽選対象となります。

【結果発表・入居手続き】

- 選考結果の発表：令和8年 9 月 24 日(木)午後1時～町HPで受付番号を掲載
※電話での確認も可(益城町営住宅管理センター ☎096-285-7850)
※お問い合わせの際は、受付番号をお伝えください。

● 入居手続き・入居可能日

入居決定者は、令和8年9月 25 日(金)以降、管理センターにて入居手続きおよび鍵の引渡しを行います。鍵の引渡し後、ご入居いただけます。(事前予約制)

【注意事項】

- ペットの飼育はできません。
- 一時提供期間終了後、町営住宅の入居要件※(収入基準等)を満たさない場合は、退去していただきます。

☆ その他詳細は町ホームページをご確認ください

<https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0038126/index.html>

11 ★被災者生活再建支援制度【第2版追加】

福祉課地域福祉係 ☎096-234-6113

令和8年熊本地震により住宅が全壊した世帯、半壊、または敷地等に被害が生じてやむなく解体した世帯、大規模半壊世帯、中規模半壊世帯に、生活再建の支援金が支給されます。

支給額一覧					
区分		1 基礎支援金	2 加算支援金		1+2合計額
複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)	全壊世帯 解体世帯※ 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

※ 「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。

※ 住宅が「半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどの理由により、住宅をそのままにしておくとは非常に危険である、もしくは修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、その住宅を解体した場合には、「解体世帯」として「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。

【必要書類】

申請に必要な書類

		全壊世帯	半壊解体世帯	敷地被害解体世帯	長期避難世帯	大規模半壊世帯	中規模半壊世帯※3
基礎支援金	罹災証明書	○	○	○	※2	○	○
	長期避難世帯証明書				○		
	住民票※1	○	○	○	○	○	○
	預金通帳の写し※1	○	○	○	○	○	○
	解体証明書 または滅失登記簿謄本		○	○	※2		
	敷地被害証明書類			○	※2		
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○	○※2	○	○

- ※ 個人番号(マイナンバー)記載により添付を省略できます。ただし預金通帳はマイナンバーとの連携をした人のみです。(不明な場合は写しを添付してください)
- ※ 長期避難世帯(県が認定した避難地域に住んでいた世帯)の認定期間中、認定地域を再建先とした加算支援金の申請は出来ません。
- ※ また、長期避難世帯の認定解除後に加算支援金を申請する場合、住宅の被害程度に応じて支援対象世帯となるか判断されますので、罹災証明書等の提出が併せて必要です。
- ※ 中規模半壊世帯は「基礎支援金」の対象となりませんが、「加算支援金」の申請の際、「○」がついた書類が必要となります。

【受付窓口】

益城町役場 福祉課 地域福祉係(1階7番窓口)

電話番号 096-234-6113

申請書や必要書類、制度の詳細についての説明も行っています。

詳細は、公益財団法人都道府県センターホームページもご確認ください。

【申請期限】

基礎支援金:令和9年(2027年)8月27日(金曜日)

加算支援金:令和11年(2029年)8月27日(月曜日)

12 ★災害弔慰金・災害障がい見舞金【第2版追加】

福祉課地域福祉係 ☎096-234-6113

●災害弔慰金

令和8年熊本地震によりお亡くなりになった方のご遺族に対して支給します。

【対象となる方】

令和8年熊本地震によりお亡くなりになられた方のご遺族

＊遺族の範囲・順位:①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 (①～⑤がおらず、兄弟姉妹がいる場合は、その兄弟姉妹(亡くなった方と同居し同一世帯))

【支給額】

- ・亡くなった方が生計維持者の場合 500万円
- ・生計維持者以外の場合 250万円

＊弔慰金の額は、死亡者の世帯における生計維持の状況により異なります。

●災害障がい見舞金

令和8年熊本地震により心身に重度の障がいを受けた方に対して支給します。

【対象となる方】

令和8年熊本地震により重度の障がい(両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方

【支給額】

- ・重度の障がいを受けた生計維持者 250万円
- ・重度の障がいを受けたその他の方 125万円

【必要なもの】

- ・医師による診断書

13 ★生活福祉資金(一時的な生活費)の貸し付け【第2版追加】

益城町社会福祉協議会 ☎080-5799-8420

令和8年熊本地震により被災された世帯に対して、生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付の受付を行います。

【貸付内容】

貸付限度額:一世帯につき一回限り。原則として10万円以内。

ただし、以下の場合は、20万円以内。

- ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
- ② 世帯員に要介護者がいる場合

③ 4人以上の世帯である場合

④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる場合

据置期間:貸し付けの日から1年以内

償還期間:据置期間終了後2年以内

貸付利子:無利子

【申し込みに必要なもの】

- 本人確認証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 申込者の預金通帳又はキャッシュカード等預金口座がわかるもの

【相談・申込受付期間】

時 間:午前10時から午後4時まで(土曜、日曜、祝日を除く)

相談場所:益城町惣領 1476-1

学びと支え合いの複合施設YPみらいえ

14 熊本県弁護士会による法律相談

熊本県弁護士会法律相談センター ☎096-325-0009

熊本地震に関するもの、その他の相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

相談には事前予約が必要です。上記の問合せ先までお電話ください。

熊本地震被害関連のご相談は無料ですが、一般の相談については相談料が発生する場合があります。詳しくは、下記のお問合せ先にご連絡ください。

【日時】

祝日を除く毎週火・金曜日 午後1時～4時

【場所】

益城町役場 1階相談室

【相談時間】

1件につき30分

【相談内容】

- 熊本地震に関する相談
 - 多重債務の相談
 - 遺言・相続・労働者側の労働問題、被告や相手方になった民事・家事事件の係争中の代理人がいない方の相談(初回のみ)
 - その他の相談で、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助制度を利用できる場合(それ以外の相談は5,400円)
- ※ 詳細は、予約の際にお尋ねください。

15 ★こころの健康相談【第2版追加】

健康保険課健康増進係 096 - 234 - 6123

災害後には、様々なこころの不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

こころの健康に関するご相談は、以下で受け付けています。

【電話相談窓口】

相談先	連絡先	対応日時
こころの健康相談電話 (熊本県精神保健福祉センター)	096-386-1166	平日午前9時～午後4時
熊本こころの電話	096-285-6688	年中無休 午前11時～午後6時30分
熊本いのちの電話	096-353-4343	年中無休 24時間
よりそいホットライン	0120-279-338	年中無休 24時間
熊本県御船保健所	096-282-0016	平日 午前8時30分～午後5時15分

16 熊本県建築住宅センターによる無料住宅相談

一般財団法人熊本県建築住宅センター ☎096 - 385 - 0771

被災した住宅の補修や建て替えをしようと検討されている方に対し、一級建築士、弁護士、マンション管理士といった、それぞれの専門分野のエキスパートによる無料住宅相談を行っています。相談は電話による事前予約が必要です。

【相談内容・日時等】

相談内容	専門家	相談日	相談時間・場所
被災住宅改修等相談	一級建築士	毎月第1・第3水曜日	<時間> 午後1時～4時 (要予約) <場所> 熊本県建築住宅センター
住宅一般相談 高齢化リフォーム相談	一級建築士	毎月第2・第4月曜日	
耐震相談	一級建築士	毎月第1・3水曜日	
法律相談	弁護士	毎月第2・第4月曜日	
マンション相談	マンション管理士	毎月第3月曜日	

※ 今後の状況により、上記内容は変更となる可能性があります。最新の情報は一般財団法人熊本県建築住宅センターのホームページでご確認ください。

※ 相談日が祝日などの場合は翌日に変更となります。

【予約受付時間】

祝日・休日を除く月曜～金曜 午前9時～午後5時

17 中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口

益城町商工会 ☎096-286-2551
産業振興課 商工観光係 ☎096-289-8307

益城町商工会は、今回の地震により影響を受けた事業者の皆様の事業継続および復旧支援を図るため、「令和8年熊本地震に関する特別相談窓口」を設置しています。

事業所の被害状況のご相談や今後の資金繰り、支援制度の活用など、ご不明な点やご不安なことがございましたら、お気軽にご相談ください。

【対象】

中小企業・小規模事業者

【相談窓口】

益城町商工会（益城町宮園715-1）

【主な相談内容】

- ・ 建物・設備・商品等の被害に関するご相談
- ・ 資金繰りや災害復旧融資（公的金融機関等）のご案内
- ・ 雇用維持や各種支援施策に関する情報提供
- ・ その他、事業継続・復旧に関するお困りごと全般

【参考：その他 事業者向け特別相談窓口】

令和8年熊本地震に伴う災害に関する特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
熊本県	日本政策金融公庫	熊本支店	中小企業事業	096-352-9155
熊本県	日本政策金融公庫	熊本支店	国民生活事業	0570-097-290
熊本県	日本政策金融公庫	八代支店	国民生活事業	0570-098-446
熊本県	商工中金	熊本支店		096-352-6184
熊本県	熊本県信用保証協会			096-375-2000
熊本県	熊本商工会議所			096-354-6688
熊本県	八代商工会議所			0965-32-6191
熊本県	荒尾商工会議所			0968-62-1211
熊本県	人吉商工会議所			0966-22-3101
熊本県	水俣商工会議所			0966-63-2128
熊本県	本渡商工会議所			0969-23-2001
熊本県	玉名商工会議所			0968-72-3106
熊本県	山鹿商工会議所			0968-43-4111
熊本県	牛深商工会議所			0969-73-3141
熊本県	熊本県商工会連合会			096-325-5161
熊本県	熊本県中小企業団体中央会			096-325-3255
熊本県	熊本県よろず支援拠点			096-286-3355
全国	全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
九州	中小機構 九州本部 企業支援部 企業支援課			092-263-0300
九州	九州経済産業局 産業部中小企業課			092-482-5451

18 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談

住宅金融支援機構 熊本センター ☎096-241-6180

被災された方の早期復興の支援のため、住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資などに関する相談窓口です。

【場所】（個人住宅の相談のみ）

益城町役場 1階相談室

【日時】

平日 午前10時～午後4時

（完全予約制）相談員は常駐しておりません。事前予約が必要です。

（予約連絡先）096-241-6180

【内容】

- ・ 住宅の建設・購入・補修に関する住宅ローンのご相談
収入を合算する場合や、親子リレー返済などのご相談も承ります。
- ・ リバースモーゲージ型の住宅ローンのご相談
満60歳以上の方がお申し込みできる、毎月のご返済は利息のみで、元金はお申し込みされた方がお亡くなりになった時に一括でご返済いただく住宅ローンです。

19 水道料金及び下水道使用料の減免

水道センター（水道課） ☎096-286-6880

浄化センター（下水道課） ☎096-286-1131

令和8年熊本地震の影響により、断水・水圧低下・水のにごりなどが発生しました。

そこで上下水道料金の8月請求分（7月使用分）及び9月請求分（8月使用分）の基本料金を減免します。

なお、10月請求分（9月使用分）からは通常料金となります。

【減免額】

- ・ 上水道基本料金：1,100円
- ・ 下水道基本料金：1,172円

【対象となる方】

全世帯

【その他】

お手続きは不要です。

20 ★地震が原因で漏水した場合の上下水道料金の特別減免【第2版追加】

水道センター（水道課）

☎096-286-6880

【対象となる方】

地震が原因で給水装置が破損し、漏水を修繕した方

【減免の期間と金額】

減免期間：漏水が原因で使用水量が増加したとみられる請求のうち、1か月分

減免金額：通常時と比較して、地震による漏水の影響で増加したとみられる水量分の金額

【申請方法】

修繕後、町水道センターに以下の必要書類の提出をお願いします。

- ・上下水道料金特別減免申請書

※修繕前後の写真をお持ちの方は添付してください。

【業者一覧】

施工業者については、益城町給水装置工事指定工事店一覧表(R8.5.31時点)をご確認ください。
(https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0038091/3_8091_up_bvel65vm.pdf)

【注意事項】

減免決定まで3ヵ月程度かかる場合があります。

詳細は、町ホームページをご覧ください。

21 各証明書の交付手数料の免除

住民課 住民係

☎096-286-3112

被災された方の経済的負担を軽減するため、次の場合、証明書の交付手数料を免除します。

【対象となる方】

令和8年熊本地震で被災された方

【免除できる場合】

- ・地震により、公営住宅に入居する場合
- ・地震により、国または地方公共団体の援助を受ける手続きで提出が義務付けられている場合
- ・地震により、家屋などの滅失登記を行う場合
- ・災害復旧のために保険金を請求する場合
- ・災害復旧のために融資を受ける場合 など

【免除できる証明書の種類】

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書

- ・ 印鑑登録証の再交付（印鑑登録証または登録印を地震により紛失した場合に限ります）
- ・ 各種税証明書
- ・ 固定資産関係証明書

【申請に必要なもの】

- ・ 罹災証明書または被災証明書
- ・ 本人確認ができるもの

※コンビニ交付は免除の対象外です。

22 マイナンバーカードの再交付手数料の免除

住民課 住民係 ☎096 - 286 - 3112

令和8年熊本地震の影響によりマイナンバーカードを紛失した場合は、無料でカードの再発行の申請を行うことができます。

【対象となる方】

令和8年熊本地震で被災された方

【対象のお手続き】

マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き

【申請に必要なもの】

- ・ 罹災証明書または被災証明書
- ・ 本人確認ができるもの

23 ★旅券（パスポート）の発給手数料の免除【第2版追加】

住民課住民係 ☎096 - 286 - 3112

令和8年熊本地震により被災された方について、次の場合、旅券（パスポート）の発給手数料等が減免されます。

【対象となる方】

下記1，2をともに満たす方

1. 居住していた住宅が「半壊以上」または「床上浸水」の被害を受けた方
2. 令和8年7月28日時点で益城町に住民票を有している、または有していた方

【申請に必要なもの】

3. 罹災証明書（原本）
4. 住民票の写しまたは戸籍の附票の写し（原本）
5. 通常の申請に必要な書類一式

※ 住民票の写しは、「個人番号（マイナンバー）記載なし」のものをご提出ください。

【申請期限】

令和9年7月27日まで

【留意事項】

- ・ 申請方法は、窓口での紙申請のみです。オンライン申請はできません。
- ・ 通常の発給申請を行った後に減免を申請することはできません。必ず申請時にお申し出ください（手数料の還付は行いません）。
- ・ 旅券発給申請の種別を問わず、1回限り減免申請できます。

24 ★国民健康保険・後期高齢者医療の自己負担額の猶予・免除【第2版追加】

健康保険課 保険年金係 ☎096-286-3113

令和8年熊本地震により、以下の要件に該当する方は、医療機関および薬局の窓口にて対象者である旨を申し出られることにより、医療保険の自己負担額の支払いが猶予され、支払いが不要となります。

ただし、猶予後に要件に該当しなかった場合は自己負担額の支払いが必要になります。
なお、免除および還付については後半部分をご覧ください。

【対象となる方】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 益城町国民健康保険の加入者、または益城町にお住まいの75歳以上の方（後期高齢者医療保険の加入者）。

社会保険等に加入されている方の猶予等については、勤務先にお尋ねください。

(2) 次の①～⑥のいずれかに該当する方

- ① 令和8年熊本地震により、住家の全半壊（準半壊・一部損壊は対象外）、全半焼、床上浸水の方（※1）
- ② ①に準ずる被災をされた方
- ③ 令和8年熊本地震により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病（※2）を負われた方
- ④ 令和8年熊本地震により、主たる生計維持者の行方が不明である方
- ⑤ 令和8年熊本地震により、主たる生計維持者が業務を廃止または休止された方
- ⑥ 令和8年熊本地震により、主たる生計維持者が失業し、現在収入がない方

※1 罹災証明書の提示は必要なく、医療機関等の窓口での口頭による申告で構いません。

※2 1ヶ月以上の治療を有すると認められるもの。

【特例の期間】

令和8年7月28日～令和8年11月30日

【留意事項】

- ・入院時の食事・居住費や、保険適用外の費用（差額ベッド代など）は対象外です。
- ・県外の医療機関等も対象となります。

【子ども医療費などの「公費負担受給者証」をお持ちの方へ】

「子ども医療費助成」や「重度心身障害者医療費助成」で自己負担額が減額になる方につきましても、今回の猶予等が優先適用されます。

医療機関の窓口では、受給者証と併せて猶予等の対象者である旨を必ずお申し出ください。

【自己負担額の免除について】

- ・町にて、罹災証明書により要件の①に該当することが確認できた場合は、猶予された自己負担額が免除されます（申請は不要です）。
- ・要件の①に該当しないが、要件の②～⑥に該当することによる猶予を受けられた方が免除を受けるためには、要件に該当することが分かる書類の提出が必要になりますので、健康保険課・保険年金係までご連絡ください。

【既に支払っている自己負担額の還付手続きについて】

免除の要件に該当される方で、令和8年7月28日以降に医療機関等に支払った自己負担額の還付手続きについては後日、ご案内します。

なお、還付手続きには「領収証」が必要になりますので、保管をお願いします。

また、領収証を紛失された場合は、医療機関等に領収証の再発行等についてご相談ください。

25 ★介護保険の自己負担額の猶予・免除【第2版追加】

健康保険課介護保険係 ☎096-286-3114

令和8年熊本地震により、次の要件に該当される方は、介護サービス利用料の自己負担分の支払いが猶予され、支払いが不要となります。

り災証明書等の提示は必要なく、口頭での申告で構いません。（後日確認いたします。）
なお、猶予後に要件に該当しなかった場合は、自己負担額の支払いが必要となります。

【対象となる方】

次の（１）・（２）の両方に該当される方

（１）益城町介護保険の加入者

（２）令和8年熊本地震を原因として、次の①～⑤のいずれかに該当される方

① 住んでいる家が全半壊または、これに準ずる被災をされた方

（準半壊・一部損壊は対象外）

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病（１か月以上の治療を有すると認められるもの）を負われた方

③ 主たる生計維持者の行方が不明である方

- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【特例の期間】

令和8年7月28日～令和8年11月30日までの介護サービス分

【対象外となるもの】

居住費、食費等

【自己負担額の免除について】

- ・ 町にて、り災証明書により要件の①に該当することが確認できた場合は、猶予された自己負担額が免除されます（申請は不要です）。
- ・ 要件の①に該当しないが、要件の②～⑤に該当することによる猶予を受けられた方が免除を受けるためには、要件に該当することが分かる書類の提出が必要になりますので、健康保険課・介護保険係までご連絡ください。

【既に支払っている自己負担額の還付手続きについて】

免除の要件に該当される方で、介護施設等に支払った自己負担額の還付手続きについては後日、ご案内します

なお、還付手続きには「領収証」が必要になりますので、保管をお願いします。領収証を紛失された場合は、施設等に領収証の再発行等についてご相談ください。

26 福祉用具の再給付

福祉課障がい支援係 ☎096-286-3115

令和8年熊本地震により、使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

【対象となる方】

身体障害者手帳をお持ちの方で、令和8年熊本地震により、益城町から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方。

※詳細はご相談ください。

【給付対象の福祉用具】

- ◆ 障がい者日常生活用具
 - ・ 介護用ベッド ・ 入浴補助器具 ・ たん吸引器 ・ ネブライザー（吸入器）
 - ・ ストーマ装具 など
- ◆ 補装具
 - ・ 車いす ・ 電動車いす ・ 歩行器 など

【申請に必要なもの】

- ・ 印鑑 ・ 身体障害者手帳 ・ 破損状況が分かる写真等

※福祉用具の種類により、その他必要書類がありますので、まずはご相談ください。

27 ★特別児童扶養手当などの災害特例措置【第2版追加】

福祉課障がい支援係 ☎096-286-3115

令和8年熊本地震により、住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

【対象となる方】

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給資格があり、下記のいずれにも該当する方

- ・ 手当の受給資格者、配偶者又は扶養義務者の所得制限により手当の支給が停止されている方
- ・ 住宅または家財などの財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方（被災金額から地震保険等の給付金により補てんされた金額を除いて算定します。）

【被災財産の種類】

- ・ 住宅、家財
- ・ 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋など）
- ・ 機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

【支給に当たっての注意点】

- ・ 被災金額には、保険金などで補てんされた金額を除きます。
- ・ 災害を受けた年（令和8年）の所得について再確認を行います。
災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

【申請に必要なもの】

- ・ 被災状況書（福祉課窓口にあります。）
 - ・ 罹災証明書や被災証明書、写真など、被災状況が分かるもの
- ※詳細につきましては福祉課障がい支援係までご相談ください。